

『熊本大学社会文化研究』執筆要領

2019年3月27日

人文社会科学代議員会承認

2022年1月19日

文学系・法学系教育部会議承認

第1 総則

1. 目的

この要領は、熊本大学大学院社会文化科学教育部（以下、本教育部と記す。）が発行する紀要の適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

2. 名称

紀要の名称は、『熊本大学社会文化研究』（以下、本紀要と記す。）とする。

3. 発行回数

年1回、3月に発行する。

4. 使用できる言語

日本語または英語とする。

5. 構成

本紀要是すべて査読を受けた投稿論文により構成される。

6. 既発表論文投稿の禁止

投稿できる論文は、未発表論文に限る。未発表論文とは、何らかの仕方で既に一般に公表されていない論文をいう。自分の投稿論文が未発表論文であるか否かの判断に迷う場合は、指導教員と必ず相談すること。

7. 二重投稿の禁止

他の雑誌などとの二重投稿は認めない。二重投稿とは、同じ内容とみなされる論文を複数の異なる雑誌等に投稿する行為をいう。自分の投稿論文が二重投稿に該当するか否かの判断に迷う場合は、指導教員と必ず相談すること。

第2 投稿

8. 投稿点数

一人が各号に投稿できる論文は、単著・共著のいずれか一編とする。

9. 単著の投稿資格

- 1) 本教育部に在籍する大学院生（休学中の者を含める）。ただし、投稿は必ず指導教員によって当該論文についての執筆指導を受けた上で行うこと。
- 2) 本教育部博士後期課程の所定の単位を取得し、博士号を取得した元大学院生であって、博士号取得後の翌年度から換算して10年以内の者。
- 3) 本教育部博士後期課程の所定の単位を取得し、満期退学した元大学院生であって、博士後期課程退学後の翌年度から換算して10年以内の者。
- 4) 以下の者は投稿資格を持たない。
 - ・上記2)および3)に該当する元大学院生で、現在、大学やシンクタンク等で研究職（非常勤職員は除く）にある者。

- ・本教育部博士後期課程の所定の単位を取得せず、熊本大学で博士号を取得した者（論文博士）。
- ・本教育部の研究生・科目等履修生。

10. 共著の投稿資格

- 1) 単著での投稿資格がある者は、本教育部で研究指導資格のある教員と、共著論文を投稿することができる。この場合、ファーストオーサーは、教員以外の者とする。共著論文の場合、必ず教員を含めなければならない。
- 2) 大学院生（元大学院生を含む）同士による投稿は認めない。
- 3) 共著者の人数は、必要に応じて決める。

11. 投稿手続き

- 1) 投稿手続きは、事前意思表示（エントリー）と論文提出の2段階に分けて、全て電子メールで行う。エントリーをしていない者の論文提出は受け付けない。
- 2) 受付時刻は社会人大学院教育支援センターの電子メール時間に基づく。
- 3) 毎年度の投稿手続きの詳細は、10月初旬に社会人大学院教育支援センターの掲示板に掲示する。

12. 事前意思表示（エントリー）

- 1) エントリーは、10月31日17時（必着）までに、社会人大学院教育支援センターの電子メールアドレス宛に送信しなければならない。遅れたものは、一切受け付けない。
- 2) 投稿メールの件名（Subject）には、「大学院紀要・エントリー文書の送付」と記入する。
- 3) エントリーした者に対し、社会人大学院教育支援センターから論文作成・要約の書式と誓約書の書面を送付する。

13. 論文提出

- 1) 論文の提出は、11月15日17時（必着）までに、社会人大学院教育支援センターの電子メールアドレス宛に送信しなければならない。投稿メールの件名（Subject）には、「大学院紀要・投稿論文の送付」と記入する。
- 2) 提出論文は、エントリー受付け時に社会人大学院教育支援センターから送付される所定の様式に作成し、PDFファイルとオリジナルのワードファイルの両方を提出しなければならない。要約も同様とする。
- 3) 論文提出にあわせて所定の誓約書をPDFファイルで提出しなければならない。

14. 誓約書

- 1) 投稿者は、研究不正がないことを自己申告する誓約書（PDF）を論文投稿時にメールで提出する。誓約書の書式は、別途定める。
- 2) 共著の場合は、ファーストオーサーが執筆代表者として誓約書を提出する。

第3 論文

15. 論文の分量

- 1) 日本語論文の場合、社会人大学院教育支援センターによる所定の様式で、縦書きの場合は19ページ以内、横書きの場合は18ページ以内とする（注、参考文献、図表を含む）。
- 2) 英語論文の場合、社会人大学院教育支援センターによる所定の様式で23ページ以内とする（注、参考文献、図表を含む）。
- 3) 指定のページ数を超えた論文については、投稿を受けつけない。

16. 文字

- 1) 文字の書体とポイントは、日本語論文、英語論文とともに社会人大学院教育支援センターで指定する。

- 2) 英文タイトルは、実詞の冒頭を大文字とする。
- 3) 日本人による氏名の英語表記は、姓（冒頭大文字、以下スモール・キャピタル）名の順とする。
- 4) 日本以外の国・地域の氏名の表記は、姓（冒頭大文字、以下スモール・キャピタル）コンマその他の名の順とする。片仮名表記の場合、姓コンマその他の名の順とする。ともに、スモール・キャピタルが不可能な場合、大文字で代用することとする。
- 5) タイトルの文字については、体裁を統一するため、初校の時点で、社会人大学院教育支援センターで調整することがある。

17. 本文

- 1) 原則として横書きとするが、縦書きも可とする。
- 2) 原稿には、ページ番号を付す。
- 3) 注は、本文該当箇所に、n) のように示す。注そのものは、最後にまとめる。
- 4) 写真、地図、図表等は、図表1.といった番号を添え、挿入箇所を指定する。
- 5) 引用文献は、本文中では、熊本太郎 (2018), pp.31~35. といった形で示し、論文の最後に、以下のように当該論文のページ等のデータを示す。学問分野によって異なる形式を採用している場合は、それに準拠することを認める。
 - ア) 雑誌論文の場合：著者のフルネーム、題目、収録誌名、巻号、発行年、当該論文のページ
 - イ) 単行本の場合：著者のフルネーム、題目、発行所、発行年
 - ウ) 論文集収録論文の場合：著者のフルネーム、題目、編者名、書名、発行所、発行年
- 6) 投稿に際しては、査読審査の公平を期すため、論文中における投稿者の既発表論文等の引用にあたっては、「拙稿」「拙著」等による表示は避け、氏名を用いる。
- 7) 英語が母語でない投稿者による英語論文については、投稿前に1回のネイティヴチェックを受ける。
- 8) 日本語が母語でない投稿者による日本語論文については、投稿前に1回のネイティヴチェックを受ける。

18. 要約

- 1) 投稿に際しては、投稿論文とともに、日本語論文については英文タイトルと英文要約、英語論文については日本語タイトルと日本語要約、を付けなければならない。
- 2) 英文要約と日本語要約はすべて横書きとし、社会人大学院教育支援センターによる所定の様式で10行以内とする。英文および日本語の要約文については、投稿者の責任において作成する。
- 3) 日本語論文については、指導教員の了解を取り、要約について英語以外の言語に変えることができる（英語論文の要約は日本語に限る）。分量は所定の様式で10行以内とする。要約文については、投稿者の責任において行う。

第4 査読

19. 査読基準

主題の明晰さ、命題・事実・方法などにおける知見の新しさなどを基準とし、本紀要に掲載する学術論文としての適切さを審査する。

20. 査読方法

- 1) 要領
 - ・査読者は本教育部で研究指導資格を持つ者を基本とする。ただし、学内に対象者がいない場合には、学外者（本学の退職者を含む）に依頼することもできる。
 - ・査読者は、原稿の内容及び表現が適切か否かの判断をし、必要がある場合は、編集委員会を通じて原稿提出者に記述の変更を求めることができる。
 - ・査読者は、原稿の査読に当たり、内容及び表現について、次の項目に留意する。ただし、原稿の種類に応じて項目の一部を省略することができる。①[内容] 論旨、独創性、方法の妥当性、資料の信頼

性、その他、②[表現] 表題、用語（訳語を含む）、文献引用、注、図表、その他。

- ・査読者は、上記①及び②の各項目について原稿を評価して「掲載可」、「条件付掲載」又は「掲載不可」を判定し、査読結果報告書（別紙様式）を、社会人大学院教育支援センター経由で編集委員会に提出する。
 - ・「条件付掲載」の場合、投稿者は、編集委員会が定める手続きにそって期間内に修正原稿を提出する。その際、投稿者は、査読者のコメントにどのように答えたかを整理した文書を別途、社会人大学院教育支援センター経由で査読者に提出しなければならない。ただし、修正が字句の訂正等の形式的なものである場合は、再査読は不要とする。
 - ・査読は、原則2回まで行う。ただし、1回目の査読結果が「条件付掲載」の場合のみ2回目の査読を行い、2回目の査読は、「掲載可」または「掲載不可」で行う。
- 2) 詳細は、別紙『『熊本大学社会文化研究』の査読に関する申合せ』による。

21. 査読の終了

査読により掲載を認められた者は、社会人大学院教育支援センターから示された期日までに完成原稿を提出しなければならない。期日を過ぎた場合は、編集長の判断で掲載を次号に繰り延べることもある。

第5 校正

22. 校正の回数

- 1) 執筆者の校正は、初校と再校の2回とする。校正は初校までとし、再校は初校修正のチェックにとどめる。
- 2) 校正の詳細については、別途、定める。

23. 校正原稿の提出

校正原稿は、期日までに遅滞なく社会人大学院教育支援センターに返送しなければならない。期日を過ぎた場合は、編集長の判断で掲載を次号に繰り延べることもある。

24. 校正の内容

校正段階で大幅な加筆・修正をすることは認めない。

25. 費用負担の発生

大幅な加筆・修正による作成費用の増加が見込まれる場合は、執筆者が費用負担する。

第6 掲載

26. 論文の掲載順

- 1) 横書き、縦書きの順で掲載する。
- 2) 横書きについては、日本語、英語の順とする。それについて、執筆者の五十音順で掲載する。

27. 抜き刷り

- 1) 単著については執筆者に、共著についてはファーストオーサーに、一論文あたり20冊の抜き刷りを配布する。
- 2) 20冊以上の抜き刷りを希望する場合、校正時に社会人大学院教育支援センターに申し出ることができる。その場合の費用は、自己負担とする。

28. 公開

本紀要に掲載されたすべての論文は、熊本大学学術リポジトリで公開される。

29. 著作権

本紀要に掲載される論文の著作権は、本人に帰属する。掲載論文の執筆者が当該論文の転載を行う場合には、必ず事前に文書で、社会人大学院教育支援センター経由で本紀要の編集委員会に連絡しなければならない。ただし、発行後1年以内は転載できない。

第7 その他

30. 研究倫理

- 1) 応募論文の執筆に際しては、他者の著作権の侵害、名誉棄損、プライバシーの侵害等の問題が生じないよう十分に配慮しなければならない。
- 2) 本紀要に掲載された執筆内容が他者の権利を侵害したと認められる場合、執筆者がその一切の責任を負う。

31. その他

この要領は、旧大学院社会文化科学研究科に在籍した者のうち、9の2)または3)に準ずる者にも適用される。

附則

この要領は、2019年4月1日より施行する。

附則

この要領は、2022年4月1日より施行する。